



CF Partners

EU-ETS関連サービスについて

2023年9月

伊藤忠商事株式会社

CF Partners

【1】伊藤忠商事について



- 伊藤忠商事は8つのディビジョン・カンパニーの下、「トレード」と「事業投資」を両輪として、ビジネスを展開。
- 金属カンパニーにおいて、ボランタリーカーボンマーケットや、EU-ETS含むコンプライアンスカーボンマーケットにおける排出権取引を実施。

繊維カンパニー

ファッションからハイテク資材まで、様々な分野で暮らしに新たな価値と感動を提供

機械カンパニー

大型プラントやインフラ、航空機、船舶、自動車、建機、産機、ライフケアまで幅広く事業を展開

金属カンパニー

鉱物資源の開発、安定供給を通じ、世界の経済発展と環境保護へグローバルに貢献

エネルギー・化学品カンパニー

幅広いバリューチェーンを活かした新たな価値創造に向けてグローバルに活動

食料カンパニー

食品原料供給から製造・流通まで、食の安全・安心に貢献しながらグローバルに展開

住生活カンパニー

生活資材関連から住宅の開発や販売、それを支える物流までグローバルに事業を展開

情報・金融カンパニー

ICT・BPO等のサービス分野を核としたビジネス開発機能と顧客網を活かし、新たな市場の創出と拡大をリード

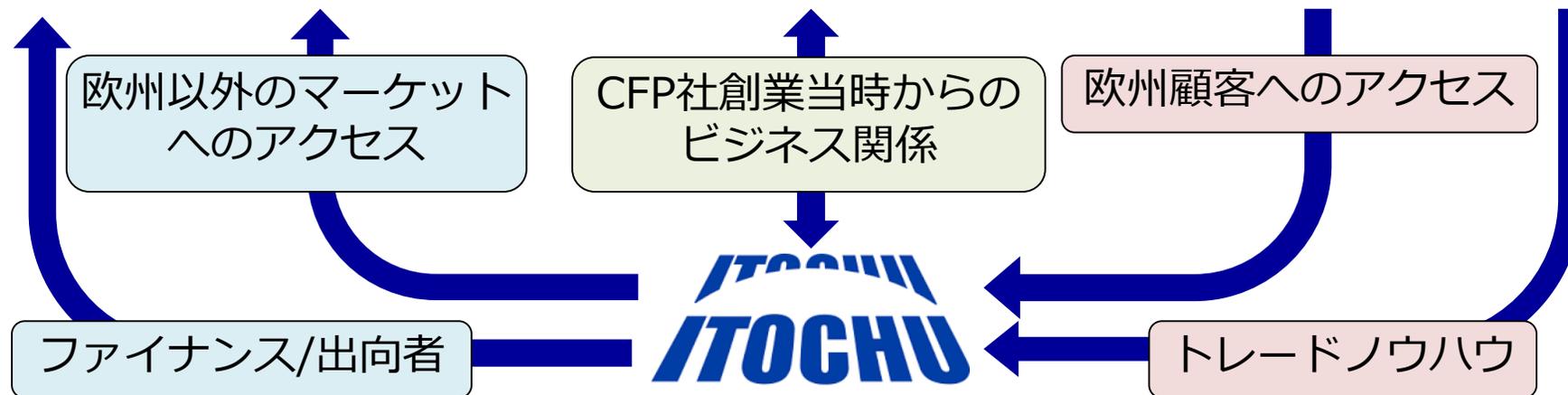
第8カンパニー

当社のビジネス基盤を最大限活用し、「マーケットインの発想」による新たなビジネス・客先を開拓



【2】伊藤忠商事とCF Partnersの業務提携について

会社名	 CF Partners
所在国	英国
創設年	2006年
創業者	Jonathan Navon、Thomas Rasmussen
事業内容	<ul style="list-style-type: none">カーボンのクレジット、再生可能エネルギーや他脱炭素商材の提供及び価格リスクマネジメントサービスの提供を行う環境ソリューションプロバイダー。2006年の創業以来、累計25億トン以上のカーボンのクレジットをコンプライアンス市場とボランタリー民間クレジット市場で取引販売してきた業界最大手の1社。 (CFP社ウェブサイト：https://www.cf-partners.com/)



【3】 CFPのEU-ETSにおける取組について

- CF Partners(CFP)は2006年の創業以来、EUA取引を活発に実施。業界内での格付けランキングにて受賞経験あり。
- 15年超のEUA取引のノウハウを活用し、お客様のニーズを踏まえたご提案が可能。



Solution

- 70名超の業界の専門家が社内に在籍。
- お客様のニーズを踏まえ、スポット取引・先渡し契約等を通じたリスクマネジメントサービスのご提供が可能。



Market Insights

- 業界知識や政策動向についての定期的なアップデートが可能。
- EU-ETS制度設計や対応策に関し、業界ごとに説明、分析を実施。



Compliance Strategy

- 2006年の創業以来、EU-ETS対象事業者にEUA関連サービスを提供。
- 過去に蓄積してきたEUA取引のノウハウを活用し、お客様のEUA調達計画の立案が可能。

【4】 EU-ETS関連サービスについて

- 伊藤忠商事として、主戦場である欧州、東京、シンガポールに排出権取引を行うカーボンデスクを配置。
- EUA取引の業界大手企業であるCF Partners社との業務提携も活用し、お客様のニーズに合わせたサービスのご提供が可能。

Update

- 業界知識、政策動向、マーケット動向のアップデート

Plan

- トライアルトレード
- 調達計画の立案

Trade

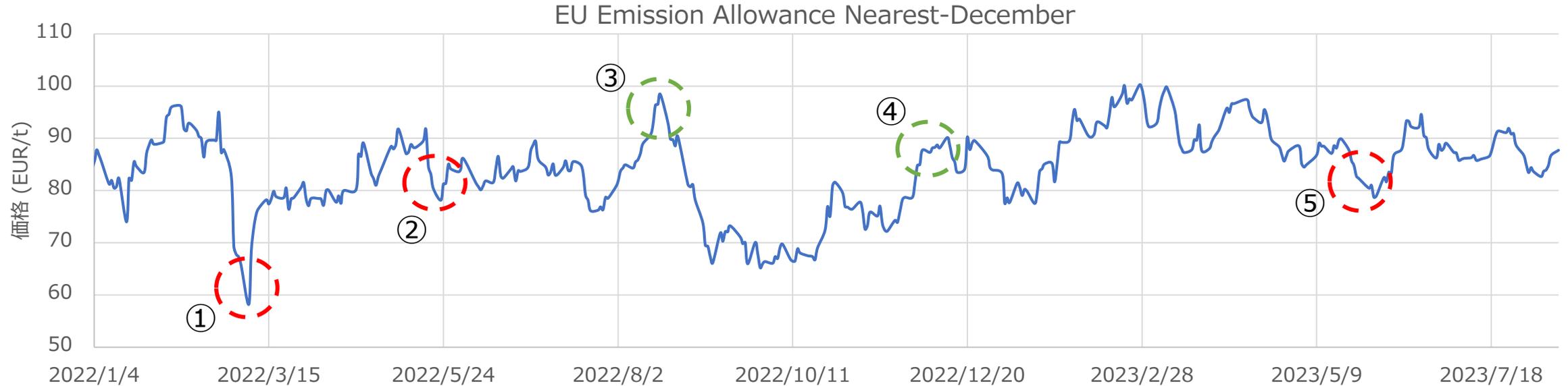
- スポット取引
- 先渡し契約
- 適切な取引形態

Follow

- EUA在庫最適化
- 調達計画の調整



【5-1】マーケットアップデートについて①



時期	変動	要因
①22年3月	下落	ロシアのウクライナ侵攻に伴い、投資家を中心にリスク回避のための売りが増加。
②22年5月	下落	欧州委員会がRePowerEU(ロシア産化石燃料依存からの脱出計画)の詳細を公表。RePowerEUの一環として最大EUR20B相当のEUAが市場に供給される計画が発表。
③22年8月	上昇	ガス価格の上昇に伴い、石炭火力発電量が増加。投資家を中心に買いの動きが増加。
④22年12月	上昇	想定以上の寒波が欧州に到来し、電力需要が増加。
⑤23年5月	下落	再生エネルギー発電量が増加したことに加え、石炭からガスへの燃料転換が加速。

上記例のように、EUA価格は政策・エネルギー価格・経済活動・投機的取引等、広範囲な要因で変動。

EU-ETS市況に関するアップデートのみならず、海運業界に特化した情報の発信・分析が可能。

CF Partners

Shipping under the EU Emissions Trading Scheme

The EU has now finalised regulations to cover emissions under the maritime sector from 2024. Shipping companies should understand the EU ETS carbon market and develop a strategy to manage compliance for their operations



CF Partners specialise in working with ETS operators to help them understand the carbon market, develop a compliance strategy and cost effectively manage trades

Risks to manage

Market Volatility

The maritime sector is entering the EU ETS at a time of record carbon prices and significant volatility in the EU carbon market. Shipping operators face a challenging requirement to understand regulations, keep up to date with the carbon market and develop an effective strategy to manage compliance costs.

Define Responsibility

The shipping sector has a unique set of operational and contractual complexities that present a challenge to managing EU ETS compliance and purchase the required allowances. The **responsible entity** for compliance will be the 'Shipping company' or owner of a vessel (as per the ISM-Code) but operators and charters may be commercially and contractually responsible for the EU ETS pass through cost.

Carbon Compliance

Accessing the carbon market requires a number of steps to be completed prior to trading which should be started as soon as possible. Given the volatility of the EU Carbon Market, there should be a clear strategy to manage allowance purchases and reconcile costs against voyages.



【6】 海運EU-ETSにおける課題



Ship Owner・Ship Manager・Ship Operator等の複数の会社が存在する海運業界では、コンプライアンス遵守と適切なEUA購入方法の見極めが他業界と比較しても難しい。

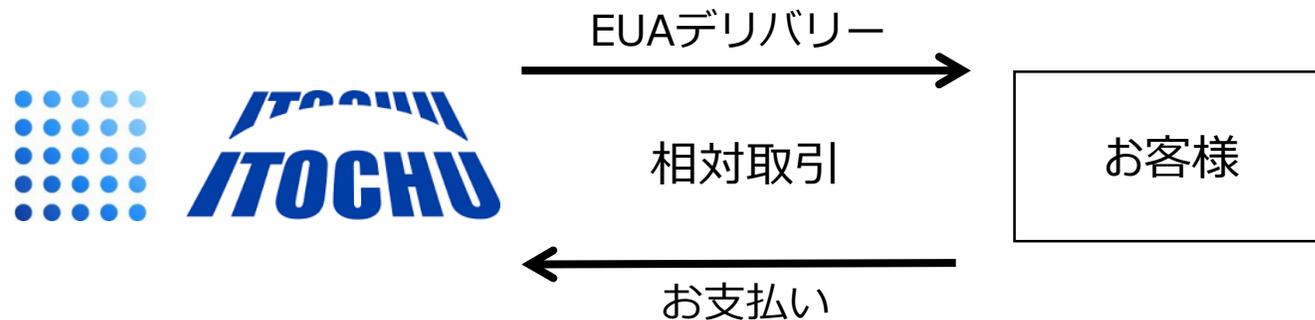
- EU-ETSのマーケット全体に占める海運EU-ETSの割合(EUA必要購入数量)は一割以下と小さく、外部要因により変動するマーケット価格を受け入れざるを得ない。
- 海運EU-ETS規制上の最初のEUA償却期限は2025年9月30日である一方、事前にEUA購入費用をヘッジしておくことが重要。
- ボラティリティの高いEU-ETSのマーケット下においては、航海を行う時点でEUAの購入方法を整理しておくことが重要。
- また、EUAを誰が実際に購入するのか、関係者間で整理する必要あり。

【7】 相対取引によるEUAの調達について①

- EUAの調達方法として、取引所での購入と相対取引の二通りがある。
- 相対取引では、取引数量・証拠金管理等の観点から、取引所での購入よりも柔軟性の高い取引が可能。

	相対取引	取引所
契約方法	2社間での個別契約書の締結	取引所・クリアリングハウスへの登録
取引可能数量	個別に取り決めが可能	最低取引数量の設定有
証拠金管理	不要	必要

相対取引でのEUA取引



- お客様と弊社間での売買契約書を締結することで、相対取引が可能。
- お客様の希望購入数量、希望デリバリー時期を踏まえ、価格提示が可能。
- お客様から事前に頂いた希望価格の範囲内での成約を目指すことも可能。

【8】 相対取引によるEUAの調達について②

- ボラティリティの高いEU-ETSのマーケット下では、EUA価格をヘッジ(固定化)することが重要。
- 相対取引の中でも、スポット取引と先渡し契約の2種類があり、お客様のニーズに沿った契約が可能。



スポット取引

- 取引価格の合意後に契約を締結し、近日中(約5日以内)に商品をデリバリーする取引
- シンプル、且つ短期的な契約内容
- Fundingコストを抑えることができるため、価格面の優位性が高い



先渡し契約

- 取引価格の合意後に契約を締結し、期先で商品をデリバリーする取引
- 長期的な契約内容
- EUA価格のヘッジに有効的な取引方法

【9】 ご提供可能なサービスについて



他業種と比較しても複雑性の高い海運EU-ETSにおいては、将来的なEUA調達に必要な作業を明確にした上で、適切なEUA購入戦略の立案と取引が重要。

現状整理

EUA調達に必要な作業の把握・将来の航海によって生じる排出量の予測

マーケットアップデート

広範囲に及ぶ外部要因で変動するマーケット動向のアップデート

戦略立案

ボラティリティの高いマーケット状況を考慮した上での適切なEUA購入戦略の立案

契約締結&履行

取引に必要な手続きの準備～契約締結&履行

【10】 問い合わせ先



所在地	会社	担当者名	連絡先	
東京	伊藤忠商事	三浦、大野	toklw@itochu.co.jp	03-3497-3739
ロンドン	CF Partners	田中	m.tanaka@cf-partners.com	+44 (0)7823662717



CF Partners

ご清聴ありがとうございました。